倉敷市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年9月11日 (水) 午前10時00分から午前10時18分
- 2 開催場所 倉敷市役所 7階701会議室
- 3 出席委員 19人

会 長 11番 花巻 修二 委員

会長代理 3番 福武 勝行 委員

委員

2番 吉田 幸夫 委員 4番 氏家 寿子 委員 5番 井上 保邦 委員

6番 阿部 省悟 委員 7番 諏訪 愿一 委員 8番 石井 守 委員

9番 菱川 修二 委員 10番 中野 恒夫 委員 12番 堀 幹宏 委員

14番 三宅 勝 委員 15番 大村 孝志 委員 16番 野口 國治 委員

18番 白神 博之 委員 19番 山本 義弘 委員 20番 平井 正敏 委員

23番 岩田 英明 委員 24番 小野 健児 委員

4 欠席委員 5人

1番 難波 明朗 委員 13番 中西 公仁 委員 17番 田邊 洋樹 委員 21番 矢野 秀典 委員 22番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 井上 保邦 委員 16番 野口 國治 委員 19番 山本 義弘 委員

- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積(別段面積)の設定 について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農用地利用配分計画について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長 佐々木 輝幸 事務局課長主幹 吉井 正二 事務局主幹 成田 裕次 事務局主幹 中村 英樹 事務局主任 日下部 啓司 事務局主任 小野 政浩 事務局主任 小山 八穂子 事務局副主任 剱持 裕典

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

(開会 午前10時00分)

事務局 佐々木次長

定刻となりましたので、ただいまから9月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が

総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が 務めることになっておりますので、花巻会長、議事進行をよろしくお願いします。

花巻会長 (以下「議長」)

ただ今から、令和元年9月の総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は19名です。

在任委員24名の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させて頂きますので、どうぞよろしくお願いします。 それでは、これより議事に入ります。

まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

それでは、議席番号2番 吉田 幸夫 委員、議席番号3番 福武 勝行 委員に お願いします。

なお,本日の会議書記には,事務局職員の 日下部主任と,小山主任を指名いたします。

以上で議事日程第1を終わります。

続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。

議事日程第2,議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題 にします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 剱持副主任

【 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明 】

剱持です。それでは説明させていただきます。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から3頁にかけて14件の申請がありました。

権利の種類の内訳は、所有権移転が12件、使用貸借権設定が2件です。

それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せて ご覧ください。

【議案第1号、1番から14番について調査票をもとに説明】

1番につきましては、譲受人の所有農地に山林化している筆が複数あり、3条許可の全部効率利用要件を満たしていないため先月保留となっておりましたが、令和元年8月19日付で取下げ書が提出されました。

8番については、申請地の一部に、山林化して農地として再生利用が困難な筆が含まれていたため保留との意見でした。

- 12番,13番については、譲受人の所有農地に転用の許可を得ないで宅地になっている筆があり全部効率利用要件を満たさないとして保留との意見でした。
- 14番については、譲受人の耕作地に一部山林化している筆があり、耕作面積が下限面積要件を満たさないため保留との意見でした。

その他の案件につきましては別紙調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。

今回の案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、1番は申請取下げ、8番、12番、13番、14番については保留、その他の案件につきましては調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、 1番は取り下げが出されましたので、2番から14番の13件のうち、8番、及び 12番から14番の4件は保留、残す9件について許可意見とのことですが、皆さん、 ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、1番は取り下げ、8番、及び12番から 14番の4件は保留、残す9件について許可と決定いたします。

議事を進めます。4頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。 事務局から議案の説明をお願いします。

事務局中村主幹

【 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明 】

中村です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、4頁に 1件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました1件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。

また、許可意見とされた1件につきまして許可基準からみた検討状況につきまし

て、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この1件につきまして、地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の1件については許可意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということでございますので、議案第2号の1件は許可と決定します。

続きまして、5頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。 事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 中村主幹

【 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明 】

中村です。説明させていただきます。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、5頁に 4件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました4件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。

また、許可意見とされた4件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この4件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり 施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の4件については許可意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということでございますので、議案第3号の4件は許可と決定します

続きまして、6頁をご覧ください。

議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいります、井上委員、野口委員、山本委員、に関係する案件があります。 農業委員会等に関する法律 第31条により、議事参与の制限に該当しますから退 席してくださるようにお願いいたします。

(井上委員, 野口委員, 山本委員 退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 小山主任

【 議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明 】

小山です。それでは説明させていただきます。

議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、6頁から9頁にかけて16件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。

利用権の種類の内訳は、賃貸借が9件、使用貸借が7件です。

また、利用期間の更新は5件で、更新切れを含む新規は11件です。

今回,利用権設定を受ける借り手につきましては、農地所有適格法人によるものが3件,一般法人によるものが1件,農地利用集積円滑化団体の仲介によるものが2件,その他は個人です。

面積は、農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて37,964.04㎡です。 借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、16件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見で したことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤 強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、 皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。

事務局、3名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退席されていた3名の委員に報告いたします。 議案第4号は全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、10頁をお開きください。

議案第5号、「農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積(別段面積)

の設定について」を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 剱持副主任

【 議案第5号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積(別段面積)の設定についての説明】

剱持です。それでは説明させていただきます。

議案第5号「農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積(別段の面積)の設定について」でございますが、農地の権利取得面積(別段の面積)とは、耕作目的での権利移動の要件の一つである下限面積のことでございます。

平成21年12月施行の農地法改正により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令の定めによりこれを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになり、倉敷市でも平成28年に「2015年農林業センサス」により市内一部区域において下限面積を引き下げました。

また,「農地法関係事務に係る処理基準について」において,農業委員会が別段の 面積を定めようとする場合の取扱いが示されています。

今年度は、農林業センサスの公表年ではありませんが、昨年7月豪雨災害により、 真備地区において未だ復旧が叶わず、遊休状態と化している農地が相当数存在するこ とから、今年度下限面積(別段の面積)の設定について見直しを行いました。

つきましては、10頁にお示ししている設定案をご覧ください。

方針としましては、遊休農地の現状と、下限面積を引き下げることにより周辺農地へ悪影響を及ぼすおそれはないとの判断から、農地法施行規則第17条第2項を適用し、真備地区の全域について、現行の下限面積40aから30aへ引き下げを行い、その他の区域は従前のままとします。

今回下限面積を引き下げることにより、平成30年7月豪雨災害により甚大な被害を被った真備地区において、さらなる農地の遊休化と分散化を防止し、新規就農者の育成と定着による、農業活性化と農地の集約化を目指します。この目標については、本年3月に策定された真備地区復興計画においても掲げられています。

各地区協議会でご審議いただきましたが、真備地区について、40aから30a へ下限面積を引き下げ、その他の区域については従前のままと決定し、総会承認後、 速やかに告示し、告示日をもって適用すべきとのご意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明では、議案第5号について、提案のとおり、真備地区の下限面積を40aから30aに見直を行なうことに、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、議案第5号は、承認といたします。

審議案件は、以上です。

ここからは、報告案件です。

報告第1号から、報告第5号までを、事務局で一括して説明・報告をお願いします。

事務局成田主幹

【報告第1号から第5号について説明・報告】

12頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、12頁から17頁にかけて11件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に18頁をお開きください。

報告第2号 「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」で ございますが、18頁から20頁にかけて11件の市街化区域内農地に係る転用届出 が農業委員会に提出されました。

次に21頁をお開きください。

報告第3号 「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、21頁から30頁にかけて42件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に31頁をお開きください。

報告第4号 「農地法第18条の規定による通知について」でございますが31頁に3件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、 2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決 で事務処理を完了しております。

次に32頁をお開きください。

報告第5号 「農用地利用配分計画について」でございますが、32頁から34頁にかけて17件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。

こちらは、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、令和元年7月24日付けで農地中間管理権を取得した農地において、借り手との賃貸借権が設定されたものです。

報告案件については以上です。 ご確認のうえ、ご承認をお願いします。

議長

事務局から報告がありましたが.

ただいまの報告案件について、なにかご質問がありますか。

各委員

【質問なしの声】

議長

ご質問がないようですので、報告第1号から報告第5号についてはすべて確認、了 承いただきました。

ありがとうございました。 以上で、すべての審議、報告が終わりました。 事務局から何かありますか。

事務局 佐々木次長

【事務局から連絡事項を伝える】

事務局から連絡事項をお伝えします。

次回総会の日程案内です。

次回総会は、令和元年10月9日(水)です。

時間は、午前10時から、場所は今回と同じで701会議室です。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとう ございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は、先ほどの事務局連絡のとおり10月9日(水)です。

ご出席のほど、よろしくお願いいたします。それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時18分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和元年9月11日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員